

番号	資料名称	項目番号	質問	回答
1	仕様書	仕様書別紙 要件(1)	発注者への通知、承認を得た上で業務の再委託を実施する場合、再委託先が受注者等に求める要件を満たしていれば問題ないでしょうか。	再委託を行う場合の受任者の要件は契約書第4条に定めるとおりです。仕様書第7項の要件を満たす必要はありません。 なお、販売代理店制度等により、入札参加者または再委託先いずれかのみでは全ての参加資格要件を満たさない場合は、両者が恒常的に提携していることを証する書類を入札参加申出時に提出してください。
2	仕様書	仕様書別紙 要件(1)	次の事項を明らかにする文書(契約書、仕様書の写し等) ・業務名称及び概要 ・業務の相手方 ・業務実施年月日 ・政府機関等が主催する国際会議等の名称及び概要とありますが、開示許可が得られていないため開示できません。 名前を伏せた形の概要のご提示でよろしいでしょうか。	契約書、仕様書等の写しが提出できない場合は、仕様書第7項及び別紙要件に定める内容が確認できる文書を作成し、それらについて事実と相違がない旨の誓約書を提出してください。(様式自由)
3	入札参加申出書等	—	捺印者は「平成31・32・33年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「システム運用・保守」(種目コード141)に登録されている受任者の印でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	一般競争入札心得	第16条第2項第2号	契約保証金免除について記載されておりますが弊社フォーマットの証明書を提出することで契約保証金の全額を免除いただける認識でよろしいでしょうか。	契約保証金の免除にあたっては、契約保証金免除申請書に加え、契約書や仕様書等、一般競争入札心得第16条第2項第2号に定める内容が確認できる書類が必要です。ただし、守秘義務等により提出できない場合は質問番号2と同様の取り扱いとします。